

平成 2 9 年度入学生
入学のしおり



大阪府立能勢高等学校

目 次

I	能勢高校について	1
I - 1	校訓、教育方針、めざす学校像、校歌	1
I - 2	学校の沿革	2
II	能勢高校での生活について	3
II - 1	能勢高校 1 年間の予定	3
II - 2	平成 29 年度入学生 教育課程	4
II - 3	進級（卒業）判定基準及び不認定単位の取り扱い（抄）	5
II - 4	高校生活の諸注意	6
II - 5	生活指導部より	11
II - 6	進路指導部より	13
II - 7	保健係より	14
II - 8	農場での学習について	16
II - 9	部活動紹介	17
II - 10	図書館利用について	18
II - 11	校舎配置図	19
II - 12	大阪府立能勢高等学校学則（抄）	20
II - 13	大阪府立能勢高等学校 P T A 会則	23
III	入学にあたって	25
III - 1	高校での学習の心構え	25
III - 2	平成 29 年度 1 年生 教科書・副読本等一覧	26
III - 3	学校制定品	27
III - 4	授業料及び学校徴収金等について	28
III - 5	奨学制度について	29
III - 6	大阪府教育委員会より	30

I 能勢高校について

I - 1 校訓、教育方針、めざす学校像、校歌

校訓：誠実、忍耐

教 育 方 針

- 一、自主自立の精神を養い、責任ある行動のできる人間を育てる。
- 一、広い視野を持ち、平和で民主的な社会の実現をはかる人間を育てる。
- 一、自然を愛し、自然をはぐくむ、豊かな人間性を育てる。

め ざ す 学 校 像

連携型中高一貫教育及び総合学科教育を基盤に、小規模校のメリットを最大限に活かし、将来の国際社会を担うリーダーや能勢地域を支える有為な人材の育成をめざし、子どもたちに時代の中を力強く生き抜く力を育む。

校 歌

作詞 竹中 郁 作曲 川澄 健一

1 青雲は青雲は 充ち亘る

茂り合う吾等 今伸びる
光は包む 枝々を
大地のほめき 根を囲む
いな川の流れの果たて
大海は待てり 吾々を

3 峠道峠道 うねる道

求め来て吾等 今目覚む
互の眼 灯と宿し
叡知の泉 ここに湧く
いな川の流れの果たて
大海は待てり 吾々を

2 山々は山々は 澄みて立つ

翼持つ吾等 今仰ぐ
そよぎは胸に 胸先に
世界の風は 身を廻る
いな川の流れの果たて
大海は待てり 吾々を

I - 2 学校の沿革

昭和 29 年 4 月	大阪府立能勢高等学校（大阪府豊能郡歌垣村字倉垣 631 番地の 1）創立 （大阪府立園芸高等学校能勢分校、西能勢分校、田尻分校の生徒の 2、3 学年をそのまま第 2、3 学年に編入） （全日制課程農業科、普通科、家庭科各 1 学級）
昭和 29 年 10 月	大阪府豊能郡能勢町上田尻 580 番地に校舎第 1 期工事竣工
昭和 33 年 4 月	新校舎竣工
昭和 36 年 3 月	農場教室竣工
昭和 38 年 3 月	家庭科募集停止
昭和 38 年 4 月	普通科増学級（普通科 3 学級、農業科 1 学級）
昭和 39 年 10 月	創立 10 周年記念式典
昭和 40 年 9 月	学校プール竣工
昭和 41 年 12 月	鉄筋理科教室竣工
昭和 46 年 3 月	鉄筋工事（本館、北館）竣工
昭和 49 年 3 月	農場実習棟竣工
昭和 49 年 4 月	農業科を園芸科に科名変更
昭和 52 年 10 月	第 2 運動場改修工事（テニスコート）竣工
昭和 53 年 4 月	体育館改築工事竣工
昭和 54 年 10 月	創立 25 周年記念式典
昭和 60 年 2 月	創立 30 周年記念誌発行
昭和 61 年 10 月	食堂改築工事竣工
平成 4 年 4 月	普通科減学級、L A N 教室設置
平成 6 年 8 月	家庭科総合実習室工事竣工
平成 6 年 10 月	創立 40 周年記念式典、記念誌発行
平成 11 年 4 月	身体障害者用トイレ工事竣工
平成 12 年 2 月	玄関スロープ設置工事竣工
平成 13 年 9 月	校舎大規模改修工事竣工
平成 16 年 3 月	普通科、園芸科募集停止
平成 16 年 4 月	連携型中高一貫教育校・総合学科へ改編
平成 16 年 10 月	創立 50 周年記念式典、記念誌発行
平成 17 年 9 月	体育館大規模改修工事竣工
平成 22 年 7 月	国連よりユネスコスクールに認定
平成 26 年 3 月	大阪国際大学 高大連携
平成 26 年 11 月	創立 60 周年記念式典、記念誌発行 特別普通教室棟他耐震改修その他工事竣工
平成 27 年 1 月	マレーシア アスンタ高等学校 姉妹校提携
平成 27 年 4 月	文部科学省よりスーパーグローバルハイスクールに認定(平成 31 年度まで)

Ⅱ 能勢高校での生活について

Ⅱ - 1 能勢高校 1年間の予定

月	行 事 等
4 月	入学式・始業式 課題テスト、健康診断・身体計測 新入生オリエンテーション 火災避難訓練 新入生ホームルーム行事（1年生） バス遠足（2、3年生）
5 月	1学期中間考査 実力テスト
6 月	体育祭 保護者懇談
7 月	1学期末考査 防災避難訓練 終業式
8 月	午前中授業（平成29年度は8月24日から） 課題考査
9 月	始業式 文化祭
10 月	2学期中間考査 農業クラブ全国大会
11 月	保護者懇談 近畿高校駅伝 SGH中間発表会
12 月	2学期期末考査 終業式
1 月	始業式 課題考査 2年生修学旅行 3年生学年末考査
2 月	学年末考査（3月初旬まで） SGH研究発表会、小中高一貫教育研究発表会 卒業式
3 月	終業式

※ 行事は一部変更されることがあります。

Ⅱ－２ 平成 29 年度入学生 教育課程

※ 国語、数学、英語の講座は、習熟度別に展開します。

※ 単位とは週あたりの授業時間のことです。

※ 2 年次・3 年次の選択科目については入学後に詳しく説明します。

単位	1 年 次	2 年 次		3 年 次
1	国 語 総 合 (含「NS国語」)	現 代 文 B		(学) 実践国語 B
2				
3		世 界 史 A		体 育
4				
5	日 本 史 A	科学と人間生活		現 代 社 会
6		or 生物基礎		
7	数 学 I (含「NS数学」)	体 育		選 択 科 目
8				
9		保 健		
10	化 学 基 礎	英 語 II		
11				
12	体 育	数 学 II	数学活用or	
13			数学Ⅱ基礎	
14				
15	保 健			
16	芸 術			
17				
18	コミュニケーション 英 語 I (含「NS英語」)			
19				
20				
21				
22	家 庭 基 礎	選 択 科 目		
23				
24	社 会 と 情 報			
25				
26	農 業 と 環 境			
27				
28	産業社会と人間	総合的な学習の時間		
29		総合的な学習の時間		
30	H R	H R	H R	
31	数学A（選択者）			数学Ⅲ（選択者）
32				

Ⅱ - 3 進級（卒業）判定基準及び不認定単位の取り扱い（抄）

1 進級（卒業）の判定は、進級（卒業）判定会議において行う。

2 卒業単位について

特別活動を履修し、その成果がその目標からみて満足できると認められ、全必修科目を履修し、「総合的な学習の時間」を含む教科・科目の修得単位数が77単位以上の者について卒業を認定する。

3 出欠規定について

欠席日数が、法定日数（175日）の2分の1を越えた者（88日以上欠席のある者）は、その年次の開設科目等を再び履修するものとする。

4 進級判定について

(1) 1年次から2年次

1年次の全科目（30単位。数学A選択者は32単位、特別活動を含む）を履修かつ修得している者は2年次に進級する。

(2) 2年次から3年次

①必修科目が未履修で下の1)～2)にあてはまらない者は原級留置とする。ただし、年度末において、以下のすべての条件を満たす2年次生以上の生徒を対象に、必修科目の不足分の授業を学校で補充する。

1) 年度末に、未履修科目も含めて欠単位が10単位以下の者

2) 欠課時数オーバーの数が未履修科目の単位数に対して、1単位につき3回以内の者。

② 補充後の成績会議（追認判定会議）で、教科からの報告の後、履修を認定し、成績（評定1または2）をつける。

③ ②の成績会議までに補充できない場合は、原級留置とする。

5 追認定考査について

1年次から2年次に進級する場合のみ追認指導を行う。

この場合、全科目を履修した者のうち、未修得科目を3科目かつ10単位以内で残している者は、追認定指導及び追認定考査を受けることができる。この場合の追認定については、その年度内に行う。

6 原級留置の単位認定科目は、原級留置年度は仮不認定とするがその効力は失われない。

しかし、原則として評定は新しい年度によるものとする。ただし、不認定科目が認定の効力を発する場合でも、出席時数は新しい年度によるものとする。

Ⅱ - 4 高校生活の諸注意

1 学習

(1) 日常の学習

ア 真理を愛し、豊かな人間性をめざし生徒は学習を主体的におこなわねばならない。

イ 学習にあたっての疑問点は、級友と研究したり、先生の指導を受けたりして学力の向上をはからねばならない。

(2) 考査心得

自己の最善を尽くすとともに、不正行為のないよう心がけなければならない。

受験にあたっては下記のことを守ること。

ア 机の上には鉛筆、消しゴム等以外は置かないこと。

(携帯電話等の通信機器は、教室持ち込み禁止である。)

イ 持ちものは、一切、机の中に入れてはならない。

ウ 教室内に私物を置いてはならない。(すべて持ち帰ること。)

エ 内容に関する質問は一切受け付けない。

オ 私語、雑談や物品の貸借をしてはならない。

カ 監督教員の注意をうけて、指示に従わないときは退出させることがある。この場合には当該科目の受験資格はなくなる。

キ カの場合を除き、中途退出は認めない。

ク やむを得ず、体調不良等で退室した際は、その時間の考査の解答権を失う。

ケ 終了のチャイムで全員の答案を回収し、監督教員が点検を終え、退出の許可を出すまでは席を立ててはいけない。

コ 遅刻・欠席をしないこと。やむを得ず欠席をする場合には、事前に学校へ連絡すること。病気の場合には、医師の診断書もしくは学校所定の証明書を提出すること。

2 登下校

(1) 予鈴までに登校し、始業にそなえておくこと。

(2) 始業時から下校時まで必要もなく校外に出ないこと。

(3) 下校は原則として午後5時までとする。

(4) 平日の下校時刻の延長は監督教職員に願書を提出し、許可を得なければならない。

休日に登校する場合は監督教職員に願書を提出し、許可を得なければならない。

(5) 通学届にあるきまった通学経路をとり、交通規則を守り、安全やマナーに心掛けること。

(6) 自転車通学を希望する者は「自転車通学届」を提出し、許可を得なければならない。

3 所持品

(1) 学校生活に必要なでないものは持参しない。また、所持品にはすべて記名しておくこと。

(2) 多額のお金、高価な物品は所持しないようにし、生徒間で金品の貸借をしないこと。

4 学校施設の利用

- (1) 校舎・校具を利用する時は、事前に指導教職員の許可を得ること。
- (2) 使用後は後片付けを完了した後、指導教職員に報告すること。
- (3) 校舎内の美化と整頓を常に心掛けること。
- (4) 教室を最後に出る者は、戸締り、消灯をきちんとすること。
- (5) 校舎・校具を破損、紛失した時は届出て指示に従い弁償すること。
- (6) その他異常に気付いた場合には、直ちに関係教職員に届出ること。

5 防災上の注意

- (1) 火災報知器・消火器等は非常時以外にふざけて触れたりしないこと。
- (2) 災害の発生を日常的に予防し、災害時には冷静に行動すること。

6 疾病・傷害発生時の注意

- (1) 心身に異常を感じた時や負傷した時、また健康上のことで相談することがあれば原則として保健室を利用する。
- (2) 登下校中及び学校内で事故が発生した場合は、すべて早急に学級担任の先生もしくは最寄りの先生に連絡し、その指示を受ける。
- (3) 登下校中、校内生活で万が一負傷等の事故（交通事故を除く）にあった場合に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（N A A S H）共済制度、大阪府立高等学校 P T A 協議会入院見舞金制度がある。これらの制度により事故の程度に応じて医療費の援助支給が行われる。手続き等については一定の規則・形式があるので、学級担任及び部活動顧問等関係の先生を通じて、保健係災害給付担当に連絡すること。

7 教育相談について

新しい高校生活を送るにあたって、期待と不安の毎日を過ごしているのではないのでしょうか。高校生活では学習に、部活動、新しい友だちとのつきあいなど、新しい体験が待っています。入学後は中学校との違いにとまどったり迷ったりすることも多いと思います。

一人で悩んでいること、ありませんか？

気がかりなことは、自分ひとりで解決しようとしなくて家族、先生、友達に相談して早く解決していくことが楽しい高校生活を送る近道です。能勢高校には教育相談担当の先生がいます。

担当の先生は、個人のあらゆる悩みを解決するために皆さんの手助けをする役目を担っています。

相談場所は本館 3 階のカウンセリングルームです。困ったことがある時は、どの先生でもいいですから気軽に声をかけて教育相談担当の先生に連絡してもらってください。

また、本校には毎月 1 回スクールカウンセラーの先生も来られます。相談したいことができたなら、教育相談担当の先生まで連絡してください。

8 届 出

- (1) 次の願書に該当する場合、所定の様式に従って学級担任を通じて学校長に提出し許可を得なければならない。

転学願・留学願・退学願・休学願・復学願

(付) 休学は、病気等の理由により引き続き欠席が3か月以上に渡る場合に願い出ることができる。

- (2) 学校長が認める学校外での活動の場合、所定の用紙で願い出て許可を得なければならない。

- (3) 欠席、遅刻、早退、欠課あるいは体育・実習等の見学は必ず、学級担任または教科担当教員に届出なければならない。

(付) 病気等のため欠席が一週間以上に及ぶ場合、または、しばしば欠席、欠課、見学しなければならない場合、および試験の欠席は、医師の診断書もしくは学校所定の証明書で届出なければならない。

- (4) 親族に死亡者があった場合には、学級担任に届出て下記の日数内は忌引とすることができる。

1 親等……7日、 2 親等……3日、 その他……1日

(例) 1 親等……両親、 2 親等……祖父母、兄弟姉妹

その他……おじ、おば、甥、姪など

- (5) 出席停止

感染症の診断を受けた場合は、すみやかに学校に届出ること。再登校の時は、出席停止期間を明記した「学校感染症による欠席者の登校届」を担任に提出すること。以下の疾病の種類は、学校保健安全法施行規則による。

一 第一種……エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属・SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）

二 第二種……インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種……コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

四 その他感染性胃腸炎

- (6) 次のような場合には、事前に所定の様式により関係教職員に届出て指導を受ける。

一 諸種の集会および行事の開催

二 校内での印刷物刊行および配布

三 ポスター類その他の掲示

届 出 一 覧

	種 類	手 続	備 考	届出先
1	欠席届・遅刻届・早退届	生徒手帳 所定用紙	事前に届出、または保護者より電話	担 任
2	実技科目の見学届	〃	事前に届出	担 任 担 当 教 員
3	公 欠 願	所定用紙	担当教員、担任の確認印が必要	教 務
4	学校感染症による欠席者の 登校届	〃	担任を通じて	保 健 室
5	忌 引 届	〃	届出または電話	担 任
6	転学願・留学願・ 退学願・休学願・復学願	〃	担任を通じて	事 務 室
7	住 所 変 更 届	〃	〃	〃
8	保護者保証人変更届	〃	〃	〃
9	ア ル バ イ ト 届	〃	〃	生活指導部
10	学 生 割 引 交 付 願	〃	〃	生活指導部 事 務 室
11	生 徒 証 再 交 付 願	〃	担任・生活指導部の確認印が必要	事 務 室
12	破 損 届	〃	〃	〃
13	盗 難 ・ 紛 失 ・ 拾 得 物 届	〃	担任・関係教職員に直ちに報告	生活指導部
14	異 装 願	〃	担任を通じて	〃
15	通 学 届 自 転 車 通 学 届	〃	担任を通じて	〃
16	免 許 取 得 届	〃	事前に保護者より担任に申し入れ	〃
17	掲示物（ビラなど）届	〃	担当教職員を通じて	生活指導部 生 徒 会
18	クラブ活動届 （校外・休日用）	〃	休日の登校・届出	担当教職員

9 交通機関のストに対する措置

- (1) 午前 7 時現在、阪急バスがスト続行中であれば、当日の午前中の授業はカットする。午前 10 時までにストが解除された場合は、午後 1 時 45 分より、午後の授業をはじめる。午前 10 時現在でもスト続行中の場合は、当日は臨時休校とする。
- (2) 他の公共交通機関を利用して通学している者は、利用機関がスト続行中の場合は、個別に 1 に準じる。

10 気象警報に対する措置

- (1) 午前 7 時以降、能勢町に暴風警報が発令中の場合は、当日の午前中の授業はカットする。午前 10 時までに暴風警報が解除された場合は、午後 1 時 45 分より、午後の授業をはじめる。午前 10 時現在でも警報発令中の場合は、当日は臨時休校とする。
- (2) 能勢町を除く地域に在住の者は、居住地および通学経路の含まれる地区に暴風警報が発令された場合は、個別に (1) に準じる。
- (3) また、暴風警報の発令がなくても、暴風・大雨・洪水・大雪や台風の予想進路が通学経路の地区に当たる場合など、当日の登校に危険が予測される場合は、その旨学校に連絡する。

Ⅱ - 5 生活指導部より

生活指導部では、本校での生活全般について指導を行っています。すべての生徒が、将来の夢や希望に向かって充実した楽しい高校生活を送れるように、環境を整えることを重視しています。

また、「時間を守る」「挨拶をする」「服装を正す」「丁寧な言葉遣い」など、社会に出てからも対応できるような指導を心がけ、「基本的な生活習慣の確立」「規範意識」「社会のモラル」などとあわせて、学校と家庭が協力して生徒をサポートしていきたいと考えています。

高等学校と中学校との生活指導の大きな違いは、「懲戒処分」があることです。本校でも、校長訓告・停学（無期、有期）および退学などの懲戒がありますが、懲戒処分の申し渡しを行う際には、必ず保護者同伴で来校していただくなくてはなりません。

すべての生徒が充実した学校生活を送るために、本校の指導にご理解をいただき、保護者の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 頭髪・服装基準について

(1)制服 10月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服着用を原則とする。ただし、寒暑の状況に応じて調節期間をおく。

ア 男子、女子共、冬服に襟章（校章）をつける。

イ 男子：冬服－学校指定のブレザー、スラックス、〈カッターシャツ〉、ネクタイ

夏服－学校指定の〈カッターシャツ〉、スラックス

女子：冬服－学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、〈カッターシャツ〉、ネクタイ

夏服－学校指定の〈カッターシャツ〉、スカート

※ 〈カッターシャツ〉… ネクタイが着用でき、白色・形状が同じであれば学校指定品でなくても可

ウ 寒暑調節のため、ベスト・セーターを着用してもよい（色・形状の指定あり）。

(2)防寒着

ア 防寒のためブレザーの下に着用するセーター、ベスト、カーディガンは白・黒・紺・灰色・ベージュの各色でV首型・無地のものとする。

イ ブレザーの上に着用する防寒着は、白・黒・紺・灰色等華美でない色ならびにデザインのものとし、登下校のみ許可する。

(3)頭髪は、清潔・清楚に保ち、パーマ・染色・脱色等は禁止する。

(4)化粧・マニキュアをしたり、ピアス・指輪・ネックレスなどの装身具をつけたりしない。

(5)学校指定のスリッパを履く。

(6)その他 細部については高校生として良識の範囲とする。

※服装・頭髪等の指導に関して、度重なる指導をしても改善が見られない場合、保護者連絡の上、再登校指導（改善できてから登校する）に入ることもあります。

2 遅刻指導について

(1) 学校遅刻：8時40分から始まるSHR以降の登校は遅刻となる。

※定期考査間毎に一定の回数遅刻した場合は、指導対象となる。

(2) 授業遅刻：授業に遅れた場合や途中入退室については、職員室にて「入室許可証」を発行してもらい、教室へ入室する。

※1週間毎、また定期考査間毎に一定の枚数がたまった場合は、指導対象となる。

※上記遅刻指導に関して、指導に従わない場合や改善が見られない場合、保護者同伴での指導（懲戒も含む）を行うこともあります。

3 交通規定について

(1) 通学には通学届にあるきまった通学経路をとり、交通規則を守り交通安全や他人の迷惑とならないように心がけること。

(2) 自転車通学を希望する者は、「自転車通学届」を提出し、登録しなければならない。

その際、自転車の安全点検を受け、配布されたステッカーを見やすい位置に貼ること。

(3) 自転車は自転車置き場に施錠・整頓して置き、日頃から点検・整備を心がけること。

(4) 本校では「三ない運動」（運転免許を取らない、単車に乗らない、単車を買わない）に基づいて、不必要な免許取得はしないように指導しているが、特別な事情があり運転免許を取得しなければならない場合には、保護者や担任とよく相談の上、免許取得後は速やかに「免許取得届」を提出すること。

ただし、単車による登下校、同乗による登下校は、授業日はもとより、放課後や休日といえども禁止します。また、授業・学校を休んでの免許取得は認めない。

↓
懲戒対象になります

(5) 大阪府条例により「自転車損害賠償保険等の義務化」が昨年7月に施行されております。ご家庭におかれましても自転車保険加入についてご対応ください。

4 携帯電話、スマートフォンやゲーム・音楽等の情報端末機器について

※長時間使用の弊害が指摘されている現状を踏まえ

(1) 校舎内への持ち込みを禁止し、持参した場合は各自のロッカーに保管する。

(2) 平常の6時限授業日には、8：40～15：25の間、使用禁止とする。

(3) 違反があれば機器を一旦預かり、指導を行う。

(4) SNS等での軽はずみな発言や投稿は絶対にしない。

5 校外生活

(1) 本校生徒としての自覚のもとに責任をもって行動する。

(2) 高校生の立ち入り禁止施設や高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。

(3) アルバイトは原則禁止。やむを得ずアルバイトをせざるを得ない時は、保護者・担任とよく相談の上、必ず「アルバイト届」を提出すること。

(4) 無断外泊や夜遅くの外出はしないこと。

Ⅱ - 6 進路指導部より

高校での進路決定は、人生の方向を大きく左右します。将来自分はどのような道を進んでいくか。世の中にはどのような仕事があるか。何に興味があるか。何が自分に適しているか。1年次生の時から保護者の方ともよく相談しながら考え、進路の目標を定めて努力してください。

高校での進路に関する主な日程を紹介します。

- | | | | | | | |
|----|-----|----------------------------|----------|-------------|---------|-------|
| 1年 | 1学期 | 進路適性検査 | 進路HR | 実力テストⅠ | 進路ガイダンス | 模擬試験 |
| | 2学期 | 進路ガイダンス | 進路HR | 進路希望調査 | 選択科目決定 | 模擬試験 |
| | 3学期 | 進路HR | 進路希望調査 | 模擬試験 | | |
| 2年 | 1学期 | 進路適性検査 | 進路HR | 実力テストⅠ | 進路ガイダンス | 模擬試験 |
| | | インターンシップ（夏休み期間中） | | | | |
| | 2学期 | 進路ガイダンス | 進路希望調査 | 選択科目決定 | 進路HR | 模擬試験 |
| | 3学期 | 進路HR | 進路希望調査 | 模擬試験 | | |
| 3年 | 1学期 | 進路希望調査 | 進路説明会 | 就職説明会 | 就職模擬面接 | 求人票受付 |
| | | 応募前職場見学 | 就職希望企業決定 | 実力テストⅠ | 進路適性検査Ⅰ | 模擬試験 |
| | 2学期 | 就職模擬面接 | 就職試験 | 進学模擬面接 | | |
| | | 大学・短大・専門学校などAO入試 推薦入試 模擬試験 | | | | |
| | 3学期 | 大学入試センター試験 | センター自己採点 | 大学・短大など一般入試 | | |

※ 進路に関する注意事項

(1) 欠席日数について

特に就職では、欠席の多い生徒は非常に不利になります。3年間で10日以内が原則です。
また、進学でも、推薦入試では欠席日数が推薦条件になっているところがあります。

(2) 成績について

大学や短大の推薦入試の場合、高校3年間の成績が一定レベル以上でないと受験できません。また、就職の場合も成績が重視されることはいうまでもありません。

(3) 部活動・生徒会活動などについて

就職希望者は、2年生のときインターンシップに参加してください。
進学ではさまざまな入試が行われ、学業以外の高校生活がますます重要視されています。
部活動・生徒会活動・ボランティア活動・各種資格取得などに積極的に取り組みましょう。
進学や就職の際の推薦の目安にもなります。

(4) 面接について

就職はもちろん、進学でも面接試験が増えています。挨拶、正しい服装や言葉遣い、そして積極性などは普段の生活のなかで身に付くものです。また、「なぜその進路を選ぶのか」ということをしっかりと考えていくことが何よりも大切です。勉学や部活動に励み、いつも社会に関心を向けて積極的な高校生活を送ることが最も効果的な進路の準備になります。将来悔いのない進路選択を目指して、充実した学校生活を送ってください。

Ⅱ - 7 保健係より

保健係は、皆さんの健康と安全について考え取り組む組織です。心身の健康に関して、異常を感じた時、質問がある時は相談してください。

1 けが・病気の発生時について

- (1) 負傷した時や心身に異常を感じた時は、先生に申し出て保健室を利用してください。
- (2) 登下校中及び学校内で負傷した時は、早急に学校に連絡してください。

2 保健室の利用について

- (1) 保健室で、胃薬や頭痛薬などを出すことはできません（副作用やアレルギーを起こすおそれがあるためです）。常備薬など必要な薬は、各自持参してください。
- (2) 授業中の利用は、授業担当者の許可を得てから来室してください。

3 健康相談について

健康面で不安や悩みのある人は相談に来てください。専門の知識と経験豊かな保健室の先生が相談に乗ってくれます。

相談機関

大阪府池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-752-4111(代)
大阪府教育センター すこやか教育相談	06-6607-7361
ウーマンライン（性被害に関すること）	06-6941-0110
大阪府立こころの健康総合センター	06-6607-8814(直通)
大阪府立能勢高等学校 保健室	072-737-0666(代)

4 災害共済制度について

I 独立行政法人 日本スポーツ振興センター（N A A S H）

(1) 目 的	この制度は、学校の管理下における生徒の災害による負傷、疾病、障害又は死亡に対して、必要な災害共済給付を行い、学校教育の円滑な実施を図るものである。
(2) 受給資格	年額 1,650 円を納入した生徒。
(3) 給付の種類と金額	ア 医療給付 健康保険による診療費が 500 点（5000 円）以上の場合に、原則として 40%が支給される。 イ 障害見舞金 82 万円～3,770 万円の 14 等級に区分して審査し支給される。（通学中の災害の場合は上記の 1/2） ウ 死亡見舞金 1,400 万円～2,800 万円が支給される。
(4) 給付請求方法	事故が発生した時には、直ちに養護の先生及び担任に届け出て、医師に診療を受けてから必要書類を係の先生に提出すること。

(5) 学校管理下の範囲	ア 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時。 イ 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている時。 ウ 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある時。 エ 生徒が通常の経路、方法により通学する時。
--------------	--

※ 給付の制限については、保健室までお問い合わせください。

Ⅱ 大阪府立高等学校安全互助会

(1) 目的

この会は、大阪府立高等学校の生徒の負傷、疾病、障害または死亡に関して必要な給付を行い、もって学校教育活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(2) 会員

この会の会員は、大阪府立高等学校の単位 P T A 又はこれに準ずる組織で、この会の趣旨に賛同し、加入の手続きをした者とする。

(3) 給付の内容

ア 新スタート激励金

生徒が在学中にうけた傷病で、日本スポーツ振興センターが定める 1 ～ 9 級に相当する障害をうけ、卒業又は退学する際に激励金 10 万円を給付する。

イ 死亡弔慰金

生徒が在学中に死亡した場合に死亡弔慰金 30 万円を給付する。

(4) 給付の申請期限

新スタート激励金及び死亡弔慰金は申請する事由が発生してから 3 ヶ月以内を申請期限とする。

Ⅲ 大阪府立高等学校 P T A 協議会入院見舞金制度

(1) 目的

生徒が学校管理下又は P T A 活動中に傷病、事故等で入院した時に入院見舞金を給付する。

(2) 負担金

各 P T A から生徒数に応じた負担金（1 人あたり 100 円）を大阪府立高等学校 P T A 協議会入院見舞金制度に拠出する。

(3) 給付内容

学校管理下における生徒の傷病・事故等、又は P T A 活動中の傷病・事故等で入院した場合、3 日以上の場合に 2 万円、入院が 15 日を経過したとき及び 31 日を経過したときに、更にそれぞれ 1 万円及び 5 万円を給付する。

Ⅱ - 8 農場での学習について

1 実験・実習

農場には、水田、畑、果樹園などの栽培圃場や温室、養蜂場、昆虫飼育場、ビオトープ池などがあります。また、植物バイオテクノロジーについて学ぶ実験施設や、食品製造について学ぶ食品加工室などもあります。

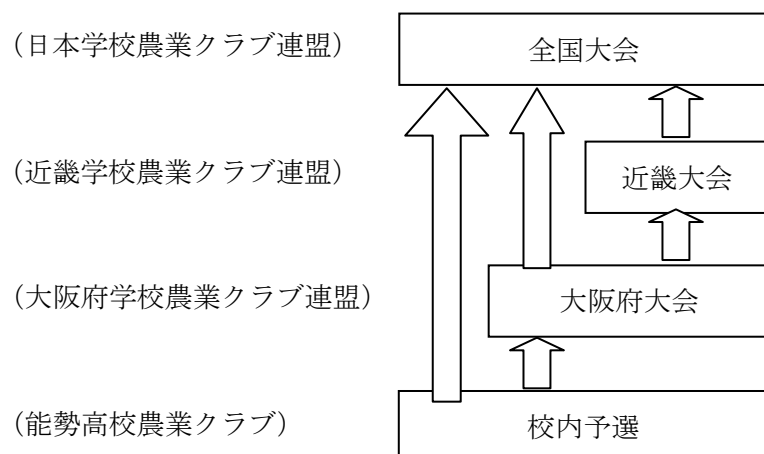
1年次生については、全員が科目「農業と環境」を受講し、農業や環境についての基本的な知識・技術について体験的に学びます。2年次以降は「食・花・交流」系列において、さらに専門的に学ぶほか、他系列においても農業科目を選択することができます。

2 農業クラブ活動

農業クラブとは、農業科目を学ぶ全国の高校生（約9万人）で運営される組織であり、科学性・社会性・指導性を高めることを目的として、様々な活動に取り組んでいます。農業鑑定競技をはじめ、意見発表やプロジェクト発表などさまざまな競技があります。これらの活動は、大阪府大会、近畿大会と続き、さらには「農業クラブの甲子園」ともいわれる全国大会への出場まで結びついています。

本校では、1年次生は全員が農業クラブ員であり、2年次生からは、「食・花・交流」系列生のほか、農業科目を選択した生徒が農業クラブ員となります。会費は1年間2,000円です。

○組織と大会



○大会競技・種目例

- ・農業鑑定
- ・プロジェクト発表
- ・意見発表
- ・平板測量
- ・農業情報処理
- ・家畜審査
- ・クラブ員代表者会議

Ⅱ－９ 部活動紹介

本校には現在、次の部があります。

(体育部)

硬式野球、硬式テニス、男女バスケット、卓球、サッカー、バドミントン、空手道、
弓道同好会

(文化部)

書道、華道、茶道、美術、軽音楽、家庭科、自然科学、漫画研究、ダンス、生物同好会、
ドローン同好会

また、生徒会には所属しないクラブ活動もあります。

農業クラブ、ユネスコクラブ

これらの部・クラブについては、入学後のオリエンテーションの中で紹介の時間を持ち、部長から説明します。

さて、新入生のみなさんにぜひお願いしたいことがあります。それは、全員が少なくとも一つの部に所属して欲しいということです。能勢高校は、生徒数の少ない学校で、各部の構成人数も少なく、どの部もメンバー不足に悩まされています。しかし、その分、顧問の指導を十分に受けることができ、グラウンド・体育館等の施設を有効に使用することができます。また、１年次生から試合等に出場することも可能です。条件的には恵まれているので、この条件を最大限に利用してほしいと思います。

また、仮入部制度を導入し、新１年次生については、入学後、６月中旬ぐらいまでの間、全員がいずれかの部に所属し活動することになっています。その後、本入部してもらうという制度です。もちろん、最初から本入部することも大歓迎です。

上にあげた部の中に自分のやりたいことを満たす部がない時、仲間を集め、顧問を引き受けて下さる先生がいれば同好会を作ることができます。同好会も、生徒会から部費の援助を受けることが可能です。また一年間の活動実績があり、生徒総会で承認されれば、部として活動することもできます。

顧問・先輩たちは、君の入部を待っています。

**あなたも部活動に参加して
充実した高校生活を！**

Ⅱ - 10 図書館利用について

1 開館時間

月曜日 ～ 金曜日 …… 昼休みと放課後（会議等があるときは閉館）

定期考査期間中 …… 午後 2 時まで（会議等があるときは閉館）

懇談、特別時間割の期間 …… 放課後（会議等があるときは閉館）

文化祭、体育祭等の学校行事日 …… 閉館

2 貸出、返却について

〈貸出〉

借りたい本をカウンターへ持ってきて、クラス・氏名を司書に申し出て貸出の手続きをしてもらいます。ただし、事典・年鑑等で、「禁帯出」の赤ラベルがはってある本は貸出禁止です。

貸出期間は 2 週間、1 回につき 10 冊以内です。

〈返却〉

借りた本をカウンターへ返してください。引き続き利用を希望する場合は継続貸出の手続きをしてもらってください。

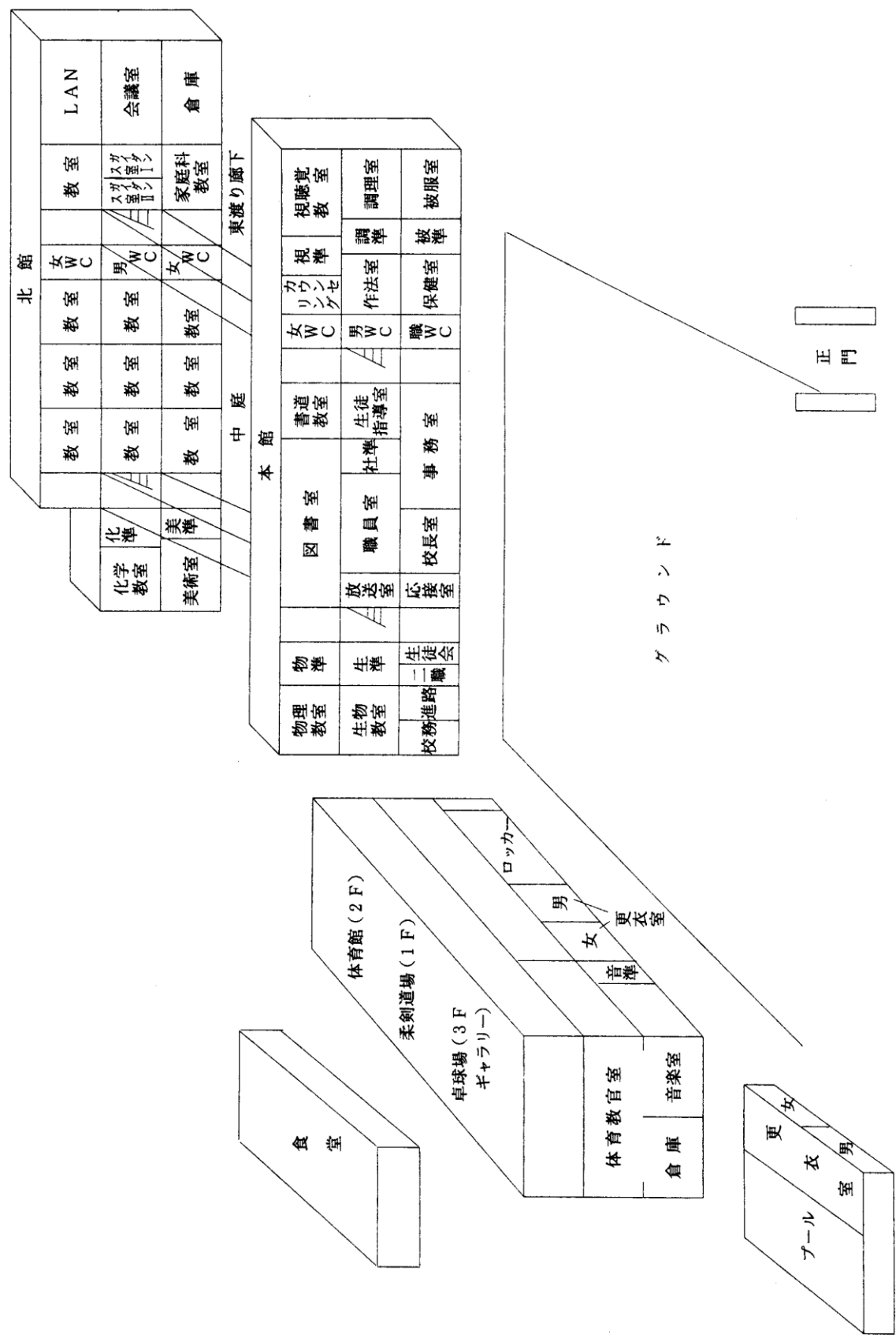
3 学校情報ネットワーク（インターネット）利用が可能です。

図書館にいる担当者の許可を得てから使用すること。

4 利用心得

- (1) 館内では静にし、飲食は絶対にしないこと。
- (2) 本はていねいに取扱い、読んだあとは、必ず元の位置にもどしておくこと。
- (3) 借り出した本は保管に責任をもち、紛失したり汚したりした場合は現物で弁償すること。

Ⅱ－11 校舎配置図



Ⅱ－12 大阪府立能勢高等学校学則（抄）

第二章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

（課程、学科及び収容定員）

第二条 本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程 総合学科 240 人

第三章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第四条 修業年限は、3 年とする。

（学年）

第五条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第六条 学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第七条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

四 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

五 春季休業日 3 月 16 日から 4 月 7 日まで

六 学校創立記念日 10 月 15 日

第六章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等

（編入学、転入学及び転籍）

第十三条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学を許可する。

一 高等学校等に在学した者、又は、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学（以下この条において「編入学」という。）を願い出た者

二 他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下この条において「転入学」という。）を願い出た者

三 前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は様式第六号による願書を校長に提出しなければならない。

(誓約書及び確認書等)

第十四条 入学を許可された者は、入学の日から十五日以内に、様式第八号による誓約書及び様式第九号による確認書を校長に提出しなければならない。

(保護者等の異動の届け出)

第十五条 保護者等はその住所その他に異動のあったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学)

第十六条 他の高等学校に転学しようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第十六条の二 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、様式第十号の二による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(海外からの留学生の受入れ)

第十六条の三 海外から本校に留学をしようとする者は、様式第十号の三による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第十七条 退学をしようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学及び退学)

第十七条の二 編入学及び退学をしようとする生徒は、様式第十号の四による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第十八条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は様式第十一号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。
- 3 休学の期間は、引き続き二年を越えることができない。
- 4 校長は前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

(復学)

第十九条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、様式第十二号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第二十条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

- 2 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第八章 賞罰

(褒 賞)

第二十五条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲 戒)

第二十六条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

(施行期日等)

この学則は、平成二十八年六月十七日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

Ⅱ－13 大阪府立能勢高等学校PTA会則

第1条 本会は大阪府立能勢高等学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条 本会の目的は学校と家庭及び地域社会との連絡を緊密にして、民主的教育の推進に努め、生徒の心身の健全な発達をはかる。

第3条 本会の会員は本校生徒の保護者及び本校校長ならびに教職員とする。

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|--------|-----|---------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 2 名 | 保護者 |
| 3. 書 記 | 2 名 | 保護者と教職員 |
| 4. 会 計 | 2 名 | 保護者と教職員 |

イ. 役員は無記名投票により多数決で毎年総会で選出する。

ロ. 役員の任期は4月1日より1ヶ年とするが再任は妨げない。

ハ. 役員は任期終了後も次期役員の選出までは、その任務を代行する。

第5条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会及び各種委員会を必要に応じて招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
3. 書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、また必要に応じて会合の通知を発送する。
4. 会計はその任期中の会計を処理し、総会において会計報告し、承認を受ける。

第6条 役員の選出方法

1. 各候補者を推薦するため指名委員会を設ける。
2. 指名委員会は次の通りとする。
 - イ. 保護者の中から実行委員会が選出する。(13名)
 - ロ. 教職員の中から実行委員会が選出する。(5名以内)
3. 上記以外の立候補者は、選挙前日までにその氏名及び役員名を書面をもって指名委員会に届け出なければならない。

第7条 総会は本会最高決議機関であって、定期総会において役員選挙、決算及び予算の他、緊急事項を協議する。

なお、臨時総会は必要に応じ、随時開くことができる。

総会の定足数は全会員の5分の1とし、議事の決定は出席会員の多数決による。

第8条 委 員 会

1. 実行委員会

役員会及び各委員会の委員長、副委員長、校長及び教職員若干をもって構成し、会務の総合企画及び運営にあたる。

2. 分科委員会

本会に次の委員会をおく。保護者は全員がいずれかの委員会に委員として所属する。

イ. 広報委員会

委員長 1 名, 副委員長 1 名, 委員で構成される。

ロ. 文化委員会

委員長 1 名, 副委員長 1 名, 委員で構成される。

ハ. 生活厚生委員会

委員長 1 名, 副委員長 1 名, 委員で構成される。

ニ. 会計監査委員会

委員長 1 名, 副委員長 1 名

本分科委員会の委員長、副委員長及び各委員は会長が委嘱する。任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

第 9 条 顧 問

会長が前年度の役員から若干を委嘱する。顧問は必要に応じて会務の運営について諮問をうける。

第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 条 本会の会費は生徒、教職員 1 人につき、特別の事情がない限り年額 4 0 0 0 円とする。

第 12 条 本規約の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

昭和 6 2 年 4 月 1 日改正。 (第 1 1 条一部改正)

平成 4 年 4 月 1 日改正。 (第 1 1 条年額の改正)

平成 7 年 4 月 1 日改正。 (第 7 条の一部並びに第 8 条第 2 項の改正)

平成 1 0 年 4 月 1 日改正。 (第 1 1 条年額の改正)

平成 1 6 年 4 月 1 日改正。 (第 4 条第 2 項並びに第 6 条第 3 項の改正)

平成 1 8 年 5 月 9 日改正。 (第 8 条の一部改正)

平成 2 0 年 5 月 7 日改正。 (第 3 条の一部、第 4 条の一部改正)

平成 2 4 年 4 月 1 日改正。 (第 8 条の一部改正)

平成 2 7 年 4 月 1 日改正。 (第 8 条の一部改正)

弔慰規程 平成 1 7 年 5 月 9 日改正

平成 1 9 年 5 月 9 日改正

区 分				金 額	摘 要
弔慰金	生徒関係	死 亡	生 徒	5 0 0 0 円	弔電もおくる
			保護者	5 0 0 0 円	弔電もおくる
	職員関係	死 亡	職 員	5 0 0 0 円	弔電もおくる
			配偶者	5 0 0 0 円	弔電もおくる
その他必要の都度、役員会で協議したもの					

Ⅲ 入学にあたって

Ⅲ - 1 高校での学習の心構え

国語

国語は「国語総合」という科目名ですが、内容は現代文と古典（古文・漢文）とに分かれます。現代文は、ただ話を聞いて、ノートをとるだけの受け身の授業態度にならないようにしてください。いつも「どうしてそうなるのか?」「本当だろうか?」と懷疑（かいぎ）の念を抱いて、授業に臨んでください。自分でよく考えることが何よりも大切です。

古典は、古文・漢文ともにノートをどれだけうまくとるかがポイントになります。作業を面倒がらずに、担当者の指示に従ってノートをとってください。あとは 50 分間集中できるかです。古典の方が成績の差が出やすくなりますから注意してください。

数学

数学は積み重ねが大切です。以前に学習したことが十分に理解されていないと、次の学習に差し支えることが多いものです。高校の数学は中学の数学のつづきですから、基礎を身につけるため入学前の課題をしっかりとやって高校の授業に備えてください。

次に入学後の日々の授業です。予習も大切ですが、特に復習には各自が家庭で十分な時間を取り、その日授業で習ったところは必ずその日のうちに理解できるよう心がけましょう。もし疑問が残れば先生に質問をして、疑問を残さないようにしてから次の授業に臨むようにしてください。一つ一つの学習内容や問題の解き方を単にまねるのではなく、“なぜ、そうやればよいのか”を中心に学びとり、クラスの友だちに説明してあげられるくらい内容をよく理解してほしいものです。

50 分の授業を集中して受けることが、何より大切だということを忘れないでください。

英語

君たちが将来社会人として生きていく世の中は、世界の国々と様々なかたちで関係を持つ、「国際化」の社会です。このことは、インターネットの普及を考えただけでも、疑う余地がありません。共通語としての「英語」の果たす役割はますます大きくなり、どのような進路選択をした場合にも、「英語を使う力」は必ず要求されることになるでしょう。基礎からしっかりとまとまった時間を取って英語を学習できるのは、高校が最後の機会になります。能勢高校での英語学習に真剣に取り組んで下さい。

語学は毎日欠かさず学習を続けることが大切です。1 年生は週に 4 時間英語の授業があります。「予習」をすること。「授業」に集中すること。そして必ずその日のうちに「復習」をすること。このサイクルを実行して下さい。きっちりと取り組めば、欠かさず毎日英語を家庭学習することになるはずです。「継続は力」です。実行した人は必ず成果を手にするでしょう。

Ⅲ - 2 平成 29 年度 1 年生 教科書・副読本等一覧

※芸術は音楽Ⅰ・美術Ⅰ・書道Ⅰのうちから、1科目選択します。

※数学Aは選択者のみにになります。

※英語Ⅰは授業クラスにより使用副読本が異なります。

上記の科目は4月以降の購入になります。(ただし英語ⅠのData Base 3000は全員購入です)

種類	科 目	書 名	発行所	定価	備考
教科書	国語総合	高等学校改訂版 標準国語総合	第一学習社	¥910	
	日本史A	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	第一学習社	¥660	
	数学Ⅰ	改訂版 新編 数学Ⅰ	数研出版	¥720	
	化学基礎	改訂版 新編 化学基礎	数研出版	¥755	
	保健	現代高等 保健体育改訂版	大修館	¥625	
	コミュニケーション英語Ⅰ	All Aboard! English CommunicationⅠ	東京書籍	¥635	
	家庭基礎	家庭基礎 自立・共生・創造	東京書籍	¥525	
	社会と情報	社会と情報	東京書籍	¥945	
	農業と環境	農業と環境	農山漁村文化協会	¥1,235	
	※数学A	選択 改訂版 新編 数学A	数研出版	¥585	選択決定後 4月以降に 販売
	※音楽Ⅰ	教科内選択 改訂版 高校生の音楽1	音楽之友社	¥470	
	※書道Ⅰ	教科内選択 書道Ⅰ	東京書籍	¥490	
	※美術Ⅰ	教科内選択 高校生の美術1	日本文教出版	¥1,045	
副読本	国語総合	最新 国語便覧	浜島書店	¥930	
	国語総合	新修 古典文法 二訂版	京都書房	¥616	
	国語総合	ことばを広げる新漢字ノート	浜島書店	¥484	
	日本史A	詳説日本史図録 第7版	山川出版	¥929	
	数学Ⅰ	改訂基本と演習 テーマ数学Ⅰ 教科書傍用	数研出版	¥583	
	化学基礎	化学基礎 準拠ノート まとめと問題	数研出版	¥551	
	保健	現代高等保健ノート	大修館書店	¥886	
	社会と情報	社会と情報 学習ノート	東京書籍	¥481	
	社会と情報	2017事例でわかる情報モラル	実教出版	¥540	
	コミュニケーション英語Ⅰ	データベース3000 基本英単語熟語 5th Edition	桐原書店	¥1,026	
	※コミュニケーション英語Ⅰ	アトラス総合英語 English Grammar Compass in 23 Lessons	桐原書店	¥648	受講クラス決定後4月以降に販売
	※コミュニケーション英語Ⅰ	アトラス総合英語 English Grammar Compass Workbook	桐原書店	¥594	
	※コミュニケーション英語Ⅰ	アトラス総合英語 英語のしくみと文法ATLAS English Grammar and Expressions	桐原書店	¥1,566	
	※コミュニケーション英語Ⅰ	英語マスターノート 新課程	増進堂受験研究社	¥596	
	※数学A	選択 改訂基本と演習 テーマ数学A 教科書傍用	数研出版	¥540	選択決定後 4月以降に 販売
	※音楽Ⅰ	教科内選択 クラシック・ギターをはじめよう	音楽之友社	¥1,080	
	※書道Ⅰ	教科内選択 最新ペン習字教範 61	日本書写教育研究会	¥464	
春期課題	国語総合	必修科目 高校国語入門 基本〈新版〉	第一学習社	¥367	2月28日に 配布済み
	日本史A	必修科目 高校社会入門	東京書籍	¥363	
	数学Ⅰ	必修科目 [数学入門]スタートワーク	数研出版	¥356	
	化学基礎	必修科目 高校理科へのステップアップ	東京書籍	¥363	
	コミュニケーション英語Ⅰ	必修科目 Start-up 高校英語	第一学習社	¥391	
数学A・英語Ⅰ・芸術(音楽・美術・書道)を除いた共通購入分の合計金額				¥15,876	※は含まず

Ⅲ - 3 学校制定品

(購入されない場合でも、販売場所で受験番号をお知らせください)

平成 29 年度入学生 学校制定品一覧

	男 子		女 子		場 所	
学生服（採寸のみ）	ブレザー	¥23, 000	ブレザー	¥17, 900	北館 1 階 教 室	
	スラックス	入学式前日までに 自宅に配送します ¥12, 000	スカート	入学式前日までに 自宅に配送します ¥14, 400		
	ネクタイ	自宅に配送します ¥2, 000	ネクタイ	自宅に配送します ¥2, 000		
	夏スラックス（希望者）	¥11, 300	夏スカート（希望者）	¥13, 900		
	ニットベスト（希望者）	¥6, 200	前開ベスト（希望者）	¥11, 000		
			女子防寒用冬スラックス（希望者）	¥13, 200		
	白長袖カッター（希望者）			¥2, 050		
				白半袖カッター（希望者）	¥1, 950	
				学校標準セーター（希望者）	¥6, 700	
					（制定品以外のセーター、ベスト、カーディガンについては白・黒・紺・灰・ベージュ色なら びにV首型で無地のものとする）	
履物	入学式当日受付前で お渡しします。	スクールサンダル		¥1, 300		
		体育館シューズ		¥2, 750		
体操服	男女とも S S ～ 5 L（個人名刺しゅう入り）				本館 1 階 被服室	
	トレーニングシャツ		¥4, 780			
	トレーニングパンツ		入学式当日教室でお渡しします。 ¥3, 550			
	半袖シャツ		¥2, 360			
	ハーフパンツ		¥2, 670			
水着	（S S ～ 4 L）	¥1, 400	（S S ～ 4 L）セパレート型	¥2, 500	6 月に別売	
	水泳帽	¥400	水泳帽	¥400		
柔道着	1 ・ 2 年の体育で使用します（男子のみ） 各自でご用意ください。 （これまで使用していたものがあればそれ で構いません。）					
教科書	教科書 <					

※ 業者連絡先

教 科 書	福西商店	072-734-0002
制服・履物	株式会社ノセボックス	072-731-2233
制服は、入学式の前日までに自宅に配送します。		
履物は、入学式当日 8 時 30 分より受付前でお渡します。		
体 操 服	明石スクールユニフォーム・カンパニー	06-6337-7900
水 着	ギャレックス大阪	072-725-0700

購入しない場合も業者に受験番号を伝えてください。

Ⅲ - 4 授業料及び学校徴収金等について

1 授業料について

授業料（全日制）は、月額 9,900 円（年額 118,800 円）で、年 4 期（4 月、7 月、10 月、1 月）に 3 ヶ月分ずつ納入頂きます。

ただし、保護者等の年収が概ね 910 万円未満の世帯では、手続きをすることで国の「就学支援金」の対象となり、授業料が免除となります。また、「就学支援金」の支給を受けることができる期間は、全日制課程で 3 年間、定時制課程で 4 年間を限度としており、過去に高校等の在学期間がある場合は、支給期間が短縮されることがあります。

2 学校徴収金等の納入について

期 別 (納付期限)		1 期 (4 月 20 日)	2 期 (7 月 20 日)	3 期 (10 月 20 日)	年 額 計	備 考
空調使用料		—	—	—	—	
日本スポーツ 振興センター		1,650	—	—	1,650	
学 校 徴 収 金	PTA 会費	4,000	—	—	4,000	
	生徒会費	2,500	—	—	2,500	
	学 年 費	15,500	—	—	15,500	遠足費用 家庭科実習費 他
	修学旅行積立金	0	30,000	30,000	60,000	
合 計		23,650	30,000	30,000	83,650	

※ 学年費については、変更されることがあります。

(1) 学校徴収金等は年 3 期に分け（4 月・7 月・10 月）各月 20 日までが納付期限です。なお、1 年分を全額納付することも可能です。ご希望の方は、事務室までお申し出ください。

(2) 納入方法は口座振替です。

ただし第 1 期分は全員 4 月 10 日以降に配布する納付書により、取扱金融機関窓口で納入してください。（郵便局・コンビニ・ATM では取り扱いません。）納付書とともに「預金口座振替納入依頼書」を配布しますので、4 月 20 日までに取扱金融機関で口座振替の手続きを済ませてください。第 2 期分以降が口座振替となります。

口座振替になりましたら、納付期限前に預金残高の確認を忘れないようお願いいたします。

(3) 納付書を紛失したときは、再発行しますので事務室まで申し出てください。

(4) 入学料について (5,650 円)

入学料の納付期限は平成 29 年 3 月 31 日 (金) です。

ただし、中高一貫教育に係る入学者選抜による入学者については、2 月 28 日 (合格者発表の日) に配布した入学料納付書で納付していただき、その領収書 (入学料納付証明書) を「入学料納付確認書」(2 月 28 日配布済) に貼り付けて、本日提出していただくこととしております。本日提出できない方は、3 月 31 日までに本校事務室までお届けください。

一般入学者選抜による入学者については、3 月 31 日 (金) までに納付のうえ、その領収書を「入学料納付確認書」に貼り付けて、入学式の日 (4 月 10 日) に提出して下さい。

延期理由に該当する方は、4 月 20 日まで納付を延期することができます。ご希望の方は、「入学料納付期限延期願書」を 3 月 31 日 (金) までに、事務室に提出してください。

上記の「入学料納付書」「入学料納付確認書」「入学料納付期限延期願書」を紛失汚損された方も事務室まで申し出てください。また、納付後の領収書は紛失しないようご注意ください。

Ⅲ - 5 奨学制度について

○ 奨学制度

教育の機会均等をはかる目的で、奨学制度があります。

主なものは下記のとおりです。

(イ) 大阪府育英会

(ロ) 各市町村奨学制度 (居住地の市町村教育委員会に問い合わせてください。)

(ハ) 母子福祉法による奨学制度 (福祉事務所または居住地の市町村教育委員会)

(ニ) 交通遺児奨学制度

その他にも各種奨学制度がありますので、担任または奨学金係まで相談してください。なお、大阪府育英会の予約合格者は、進学届を 4 月 7 日 (金) までに事務室窓口へ提出してください。

Ⅲ - 6 大阪府教育委員会より

生徒と保護者の皆さんへ

大阪府教育委員会

互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために

希望を胸に、新たなスタートをきられようとしている生徒と保護者の皆さん、合格おめでとうございます。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、こうした21世紀の社会の実現のためには、豊かな国際感覚と人権感覚を身につけることが求められています。このため、大阪府教育委員会では、国際理解教育や人権教育を推進しています。

現在、大阪府内の学校には、日本と韓国・朝鮮との歴史的経緯によって日本で生まれ育った韓国・朝鮮人の生徒や、中国、ブラジル、ベトナム、フィリピンなど様々な国にルーツをもつ生徒がたくさん学んでいます。

日本に固有の文化があるように、それぞれの国や民族には、それぞれの異なる文化や習慣、言葉、名前などがあります。そのような中で、これからの社会を担う皆さん一人ひとりが、互いの違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことが大切です。それはまた、一人ひとりを大切にし、自分らしさを発揮することにもつながる事です。

こうした考えから大阪府教育委員会では、各学校において、日本に住む外国人生徒が本名を使用することのできる環境づくりを積極的に進めています。

そのため、次のような点を大切にしています。

- 本名を使用することは、自分らしさを大切にし、自らに誇りをもって生きること。
- 一人ひとりが、互いに違いを認めあい、共に生きる態度を身につけること。

本名の使用については、進学を機に、一人ひとりを大切にし、自分らしさを発揮することなど、前向きに考えていただきたいと思います。

皆さんにとって、今後の学校生活が有意義なものとなりますことを心から期待いたします。